

第1期東京都第二種ツキノワグマ管理計画の概要

1 計画策定の目的

- ・近年、全国でツキノワグマ（以下「クマ」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化
 - ・東京都内においても、分布域が拡大し東京都西部の森林域のほぼ全域で生息情報が確認されているほか、目撃数と人の生活圏付近への出没割合が増加しており、都民の安全を確保するために、クマと人の軋轢を解消する対策が必要
- 都民の安全・安心の確保を最優先とし、クマの生息実態の把握、問題個体への対応、人とクマとの軋轢の予防を目的として、人とクマの共存に向けた「第二種特定鳥獣管理計画」を策定

- 2 計画期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日
 ※終期は、上位計画の第14次東京都鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで
 ※2029（令和11）年度に中間評価を実施し必要に応じて取組等を見直すほか、クマの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は必要に応じて改定等を行う

- 3 対象区域 島しょ部を除く東京都全域とする
 特に、東京都八王子市、町田市、青梅市、あきる野市、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村を管理区域とする
 ただし、クマの市街地出没の経路となりうる河川敷などの区域は上記に限らず管理区域とする
 なお、計画期間中に新たな地域への出没が確認される場合には、関係自治体等と協議のうえ、必要に応じて管理区域を拡大する

- 4 管理の目標及び管理の方針
目標：人の生活圏へ侵入するクマの個体数を減少させるとともに、人身被害を0とする
方針：管理区域においてゾーニング管理を導入し、ゾーンごとに対策を実施する
被害防除対策として誘引物の除去や環境整備を実施し、人の生活圏へのクマの侵入を防ぐ
また、本計画の期間は、今後管理の目的の達成を目指す上で必要な準備（①広域管理に向けた体制構築、②継続的な生息状況調査の実施、③捕獲者の確保）を進める
さらに、狩猟の限定的解禁をするとともに、捕獲数の目安を設定する

- 5 管理の体系
人とクマのすみ分けを図ることを目的に、以下の定義をもとに、地域の現状を踏まえて4つのゾーンに区分

施策	施策の主な具体例	ゾーニング	
		ゾーン区分	目的
出没対策	巡回・追い払い・緊急銃猟等	排除エリア	人身被害の発生防止等
防除対策	藪の刈り払い・電気柵の設置等	管理強化エリア	クマの定着・排除エリアへの侵入防止
		緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立
生息環境保全	広葉樹林の保全・生息状況調査等	コア生息地	クマにとって良好な生息環境を保全

問題個体の捕獲は、必要に応じ各ゾーンで実施

- 6 推定生息数
120-378頭（95%信頼区間、平均値235頭） （推定生息密度 0.24-0.75頭/km²（95%信頼区間、平均値0.47頭/km²）） ※R7の生息状況調査結果より算定